

個別施策の令和5年度取組内容について

第1回「自動車運送事業安全対策検討会」

事業用自動車総合安全プラン2025 [計画期間:令和3～7年度]

～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の‘安全トライアングル’により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

ポイント

- 依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策
- 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、新たな日常への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- 重傷者数に対する削減目標とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を設定

【重点施策】

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加への対応
- ・激甚化・頻発化する災害への対応 等

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

- ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
- ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
- ・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

- ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
- ・高齢運転者事故への対応 等

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

- ・各業態の特徴的な事故への対応
- ・健康に起因する事故の増加への対応 等

6. 道路交通環境の改善

- ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

【事故削減目標】

<全体目標>

- ① 24時間死者数225人以下、バス、タクシーの乗客死者数ゼロ
- ② 重傷者数2,120人以下
- ③ 人身事故件数16,500件以下
- ④ 飲酒運転ゼロ

<各業態の個別目標>

- 【乗合バス】車内事故件数85件以下
- 【貸切バス】乗客負傷事故件数20件以下
- 【タクシー】出会い頭衝突事故件数950件以下
- 【トラック】追突事故件数3,350件以下

【重点施策】

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

6. 道路交通環境の改善

◆自動車運送事業における飲酒運転対策

◆ICTの活用による運行管理の高度化

◆乗合バスの車内事故防止

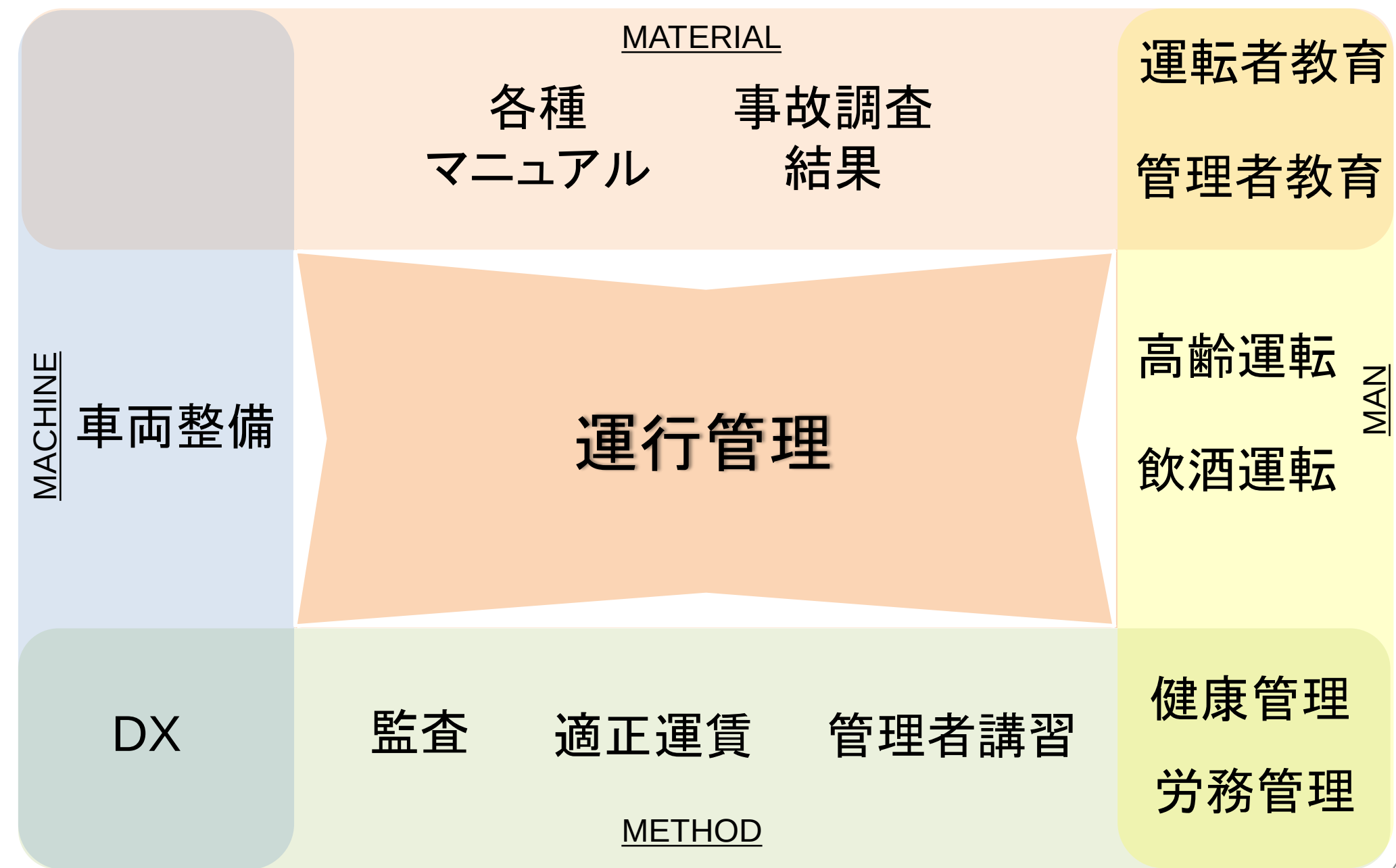
◆健康起因事故防止



関係ワーキングを立ち上げ、実効性のある方策を検討

国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策については引き続き安全対策会議を実施

輸送の安全を担うファクターと運行管理の関係



自動車運送事業における飲酒運転対策【これまでの取組①】

- 事業者による優良取組事例を運送業界内に横展開することで、他事業者でも取組を実施する際の参考とされるよう、点呼時に酒気帯びの反応があった運転者に対する指導内容やその他独自の取組、取組を実施する際の工夫点・留意点等について調査。

事例① 専門医受診等による依存症の確認

点呼時にアルコールの反応が見られた運転者に対し、所属長が面談した上で、あらかじめ会社側で指定した病院において専門医を受診させる。

医師によるヒアリングや採血の後、14日間の禁酒が指示される。14日後の再度の採血で指示を守れなかったことが確認された場合は、アルコール依存症の治療を受ける。



【工夫点・留意点】

- ・ インターネット等で発見したアルコールの『依存症専門医療機関』『依存症治療拠点機関』から治療実績等により病院を選定。
- ・ 事前に病院側に取組の趣旨を説明。

事例② 独自マニュアルの作成・活用

関係省庁や業界団体のホームページ等の情報を参考に、アルコールの分解に要する時間等の飲酒にあたっての留意点や事故事例、関係法令、飲酒運転が会社や同僚に及ぼす影響をまとめている。

【工夫点・留意点】

- ・ イラストや表を活用することで、文字量を削減しつつ、わかりやすさを追求。
- ・ 10分程度の地元役者が方言で演じるDVDを作成し、伝わりやすさを追求。
- ・ 討議やクイズ等、運転者自身が考える形式で指導。



事例③ 家族への協力文書の発出

毎月の給与明細に同封する「社長通信」を従業員の家族に読んでもらうことを通じて、家族に会社の考え方や方針を発信し、協力してもらう。

入社時に、飲酒運転に関する内容が記載された誓約書に、家族（配偶者等）から署名してもらう。



【工夫点・留意点】

- ・ 署名を求めるだけでなく、処分内容や給料等への影響を記載した書面を発出。

事例④ テキストやビデオを活用した安全教育

業界団体が制作した研修テキスト、セミナーで入手したテキスト、『政府インターネットテレビ』の映像等の関係省庁のホームページ、動画共有サイトの映像、DVD等の既存資料を活用。

【工夫点・留意点】

- ・ 実際の事例を交えながら、自社のケースに置き換えて指導。
- ・ 文字ばかりにならないよう、教材を選択。
- ・ 機器を用いて酔っている状態を体験することで、飲酒運転の危険性を再認識。



※ これらの他、定期的なヒアリングにより運転者を分類し点呼時に個別に声がけを行う例や社内レクリエーションを通じて個人の飲酒習慣や量を把握する例があった。

自動車運送事業における飲酒運転対策【これまでの取組②】

【記載を拡充するポイントと狙い】

■ アルコール依存症に関する基礎知識

- ・ アルコール依存症の症状等をイラスト付きで細かく解説し、理解促進。
- ・ スクリーニングテストの内容を掲載し、自己判定を可能に。

■ 飲酒傾向の強い者に対する対応方法の例

- ・ 周囲の適切なサポートが必要な旨を明記し、具体的内容の例を記載。
- ・ 専門機関の相談窓口がある旨を事業者に情報提供。

■ 治療法等の医学的知見

- ・ アルコール依存症の治療方法を情報提供し、治療法が存在するという事実を共有することで、飲酒についての意識変革を促進。

■ 事業者独自の取組事例

- ・ 他事業者での取組の参考となるよう、調査した事業者独自の取組事例の詳細を情報提供し、業界全体の自主的な取組を促進。



【各業態の指導・監督マニュアルにそれぞれ追記】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html#press20120410>

自動車運送事業における飲酒運転対策【これまでの取組③】

- 飲酒運転防止に係る法令上の遵守事項や飲酒運転事例等について、平易な表現やイラスト等を用いたリーフレットの作成・配布を通じ、**飲酒運転防止に対する意識の向上**を図るとともに、**事業者、運行管理者及び運転者が協力して取り組むことを促す。**

適切な点呼で 飲酒運転ゼロ!!

点呼は、自動車運送事業の安全性確保の根幹に関わります。
飲酒運転など悪質な違反の根絶には、正しい理解と適切な実施が重要です!

例えば、2泊3日の運行での点呼のタイミングは…



「やむを得ない場合」に該当する例

遠隔地で乗務が開始・終了するため点呼が営業所で対面で実施できない場合

「やむを得ない場合」に該当しない例

車庫と営業所が離れている場合/早朝・深夜等で点呼執行者が出勤していない場合

参考ホームページ

国土交通省のホームページ

国土交通省のホームページ

国土交通省のホームページ

1つの運行でも複数の乗務前点呼・乗務後点呼が発生することに注意!

飲酒運転事例



プロとしての自覚ある行動を!

飲酒運転防止のためには…

事業者、運行管理者、運転者が
力を合わせて全体で取り組むことが重要です。



アルコールが体内から抜ける時間

アルコールが体内で分解処理する時間の目安として、「1単位で約4時間」という考え方があり、アルコール20gを含む酒類が「1単位」とされています。個人差はありますが、乗務前日は酒量は控えましょう。

アルコールの1単位					
					
ビール 500ml アルコール度 5%	日本酒 180ml アルコール度 15%	ウィスキー 60ml アルコール度 43%	ワイン 200ml アルコール度 12%	チューハイ 350ml アルコール度 7%	焼酎 100ml アルコール度 25%

【今後の取組方針】

飲酒運転撲滅を目指し、アルコール依存症が疑われる運転者に対し、事業者がより実効性のある対応を取ることができるよう、「人」に着目した対策強化の検討を進める。

<飲酒運転防止ワーキング>

事業用自動車における飲酒運転防止マニュアル(仮)の作成

- アルコール依存症の疑いを早期に発見可能なスクリーニング検査手法等の調査を踏まえ、ワーキンググループの中でスクリーニング検査の効果的な運用方法を検討し、事業者自らがアルコール依存症の疑いのある運転者を発見し、適切な対応が実施できるよう事業用自動車における飲酒運転防止マニュアル(仮)の作成を行う。

自動車運送事業者を対象とした飲酒運転防止セミナーの開催

- 飲酒運転撲滅に向け、ワーキンググループの中でテーマを決定したうえで、飲酒運転防止に特化したセミナーを開催する。

運行管理者の業務

<一回の運行に係る業務>

運行計画の作成

始業時点呼

運行状況に応じた運行指示

終業時点呼

乗務記録

運行中

<上記以外の業務>

- ・ 運転者に対する運転方法等の指導監督
- ・ 運転者に適性診断の受診させること
- ・ 運転者の労務管理
- ・ 運転者の健康管理

営業所の枠を超えた実施に向けた検討

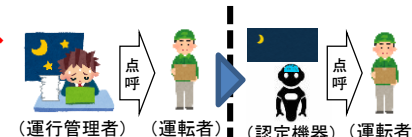
遠隔点呼の導入

点呼に必要な運転者の情報の提供が可能な高度な点呼機器を使用することを条件に、**他営業所の運転者に対する遠隔点呼**を認める運用を開始(R4.4月～)。



自動点呼の導入

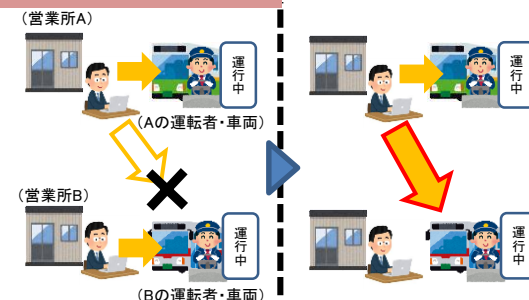
点呼支援機器が点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替できるよう、機器の要件を検討。



運行管理業務の一元化

運行指示者の一元化

運行中の他営業所の運転者・車両に対する運行指示を行えるよう、営業所や運行管理者が満たすべき条件を検討。



運行時以外の運行管理業務の一元化

運行管理者業務の全てを他営業所で行うことができるよう、営業所や運行管理者が満たすべき条件を検討。

ICTの活用による運行管理の高度化【これまでの取組②】

- 事業用自動車の安全輸送の根幹を担う運行管理について、原則として各営業所に選任された運行管理者がそれぞれの営業所の運転者に対する運行管理等を行っているが、運行管理者不足や長時間労働等の課題が顕在化しており、その対応が急務。
- このため、ICTを活用した高度な機器を用いて遠隔の営業所間で点呼を行うことや、運行管理を集約して運行中の他営業所の運転者に対する運行指示を行うこと等、安全性を確保しつつ運行管理者不足等への対応にも資する制度の創設に係る検討を実施。

点呼（対面点呼の原則）

運行管理者は、運転者の乗務前後において、酒気・疾病・疲労の確認、運行の安全確保のために必要な指示等を行うための点呼を、原則対面で実施しなければならない。

運行管理者



運転者

対面点呼の様子

ICTの活用による高度化

遠隔点呼

カメラ、モニター等の映像・音声
を中継する機器を介して、遠隔
で点呼を実施

<主な効果>

- 高度な点呼機器の使用による
確実性の向上
- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**

令和3年度：機器要件等のとりまとめ、制度化
令和4年7月～：運用開始
令和5年度：遠隔点呼の場所拡大（待合所、宿泊地等）に向けた要件検討中

運行管理者



運転者

遠隔点呼のイメージ

自動点呼

点呼支援機器（ロボット等）に点
呼時の確認、指示項目の一部又
は全部を代替させて点呼を実施

<主な効果>

- 人的ミスの減少による点呼の
確実性の向上
- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**

令和3年度：機器要件等のとりまとめ
令和5年1月～：業務後自動点呼制度運用開始
令和5年度：業務前自動点呼の実証実験、要件検討

点呼支援機器

自動



運転者



点呼



運行管理者

自動点呼のイメージ

運行管理業務の 一元化



高度な機器等を使用し、運行管理業務を一の営業所等に集約する

<主な効果> 運行管理集約による、**運行管理者不足の解消**

概要

- 安全性を確保した上で遠隔から点呼や運行指示を実施するための個々の制度や機器の要件等について、実証実験等を通じて制度化に向けた検討を進めており、これら個々の制度を組み合わせることにより、ICT機器を活用した運行管理業務の一元化を実現し、運行管理の強化及び輸送の安全性向上に向けた検討を進める

現行の運行管理

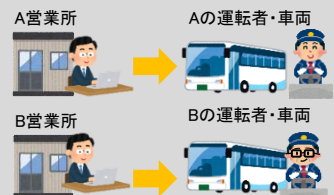
【点呼】

運行管理者が同じ営業所等に所属する運転者に対し、乗務前後に原則対面で点呼を実施



【運行指示、労務管理等】

運行管理者が同じ営業所に所属する運転者に対し、運行指示等を実施



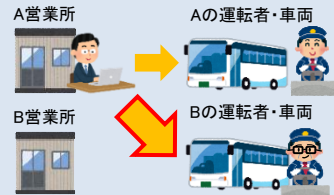
【遠隔点呼の実施】 運用中

ICTを活用し、カメラ・モニターを通じて運行管理者が遠隔から点呼を実施できるようにする

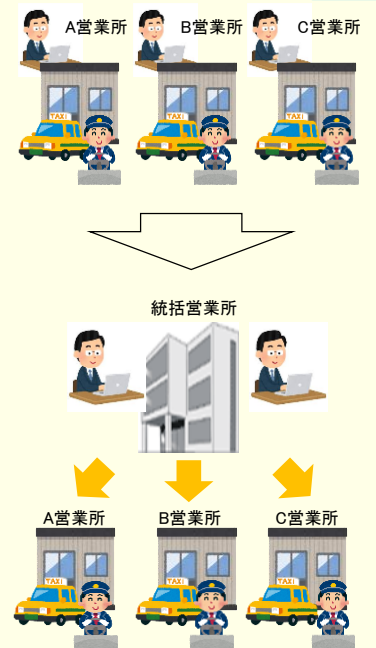


【運行指示者の一元化】 実証実験中

運行管理者が他営業所の運転者に対しても運行指示等を実施できるようにする



運行管理業務の一元化 (同一事業者内) 実証実験中



【今後の取組方針】

ICTを活用することで、従前と同等の安全を確保しながら、点呼のDX化や運行管理業務の集約を行うことにより、確実かつ効率的な運行管理が行えるよう実証を継続する。

<運行管理高度化ワーキング>

遠隔点呼の実施場所拡大に関する検討

- 遠隔点呼が営業所・車庫以外（例：宿泊地など）でも実施可能となるよう、必要な要件をワーキンググループで検討し、取りまとめを行う。
- 事業者間による遠隔点呼が実施できるよう、検討を開始する。

※現状、親会社と完全子会社との間、完全子会社間同士での実施可能

業務前自動点呼の実証実験の実施

- 業務前自動点呼実施に向け、実証実験（現在実施中）を通じて必要な要件をワーキンググループで検討する。

運行管理業務の一元化に関する検討

- 運行管理業務を同一事業者内の一の営業所に集約し、遠隔で運行管理業務が行えることができるよう、実証実験（現在実施中）を通じて必要な要件をワーキンググループで検討し、取りまとめを行う。

乗合バスの車内事故防止【これまでの取組】

- 運転者に対する指導、バス利用者や一般ドライバーに対する働きかけを官民において実施。

事例① 運転者に対する指導

高齢の利用者がいる場合には特に運転操作に気をつけること等の運転時の留意点の伝達や高齢者を疑似的に体験できるグッズを用いた指導を実施。



掲示しているポスターの例
(提供: 関越交通株式会社)

車内事故を防止するための留意点をまとめたポスターを掲示して運転者に注意を促す。

事例② バス利用者に対する働きかけ

業界団体や国土交通省(地方運輸局)が作成したポスターをバス車内に掲示。



業界団体が作成したポスターの例
(提供: 公益社団法人 日本バス協会)



中部運輸局が作成したポスターの例

事例③ 一般ドライバー等への働きかけ

周辺自動車の無理な割り込みや飛び出し等によるバスの急ブレーキを防止するため、事業者が作成したステッカーをバス車外後方に掲示。

車内事故に繋がる一般ドライバー等の行動をまとめた動画を業界団体が連携して作成。

事業者のホームページやバス車内において動画を放映。



車外後方に掲示しているステッカーの例
(左写真) 提供: 阪東自動車株式会社
(右写真) 提供: 関東バス株式会社

【今後の取組方針】

令和7年までに車内事故件数85件以下を目指し、運転者・利用者・一般ドライバーなどの行動変容に繋がる実効性のある対策を検討する。

<車内事故防止ワーキング>

車内事故再現実験・動画撮影及びイベントの実施

- 車内事故防止に向けて、各者の行動変容を促す方策等をワーキンググループにて議論したうえで、啓発動画の作成や、イベントの開催などを実施する。

(現在想定している動画の内容)

- ・ダミー人形を用いて発進時、制動時の危険性を啓発
 - ・運転時に実施すべきポイントの啓発
 - ・扉が開く前に行動を開始する利用者への啓発
 - ・一般ドライバーに対する割り込みの危険性の啓発
- 等

健康起因事故防止【これまでの取組】

従来からの法令上の義務

- 「乗務員の**健康状態の把握**」、「**疾病等により安全な運転ができないおそれのある乗務員の乗務禁止**」
⇒ 雇入れ時の健康診断及び定期健康診断実施の義務付け
- 「運行管理者による**点呼時の確認**」
⇒ 乗務前点呼により、疾病等で安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認

健康管理に関するマニュアルの策定・改訂

- 『**健康管理マニュアル**』（平成22年7月策定 平成26年4月改訂）
⇒ 健康状態の把握、就業上の措置の決定等について具体的方策を整理
⇒ SAS、脳血管疾患及び心臓疾患に関するスクリーニング検査を推奨
- 『**睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策マニュアル**』（平成15年6月策定 平成19年6月及び平成27年8月改訂）
- 『**脳血管疾患対策ガイドライン**』（平成30年2月策定）
- 『**心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン**』（令和元年7月策定）
- 『**自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル**』（令和4年3月策定）



各マニュアルの周知状況やスクリーニング検査の受診状況につき各モードごとに調査を実施

スクリーニングモデル事業の実施

- 『**自動車運送事業者への脳健診普及に向けたモデル事業**』の実施（平成30年度～令和4年度）
- 『**眼科検診普及に向けたモデル事業**』の実施（令和3年度～）

【今後の取組方針】

事業者が運転者の健康管理を行うためのマニュアル等は整備されてきており、認知度も向上してきているところ、今後はそれらを実際に活用し、マニュアル等に記載されている内容を確実に実施するための手法等を検討していく。

<健康起因事故防止ワーキング>

スクリーニング検査普及に向けた取組

○ マニュアルの認知度に係る調査をはじめマニュアル活用やスクリーニング検査活用等の優良事例を調査したうえで、スクリーニング検査の更なる普及方法についてワーキンググループで議論を行う。

事業者による健康管理の取組に向けた調査・検討

○ 運送事業者が日常的に取得している運転者の健康状態の情報やその取得タイミングを調査し、運転者の日常の健康状態のデータについて、医学的見地等から運送事業者に把握させるべき項目の調査を実施したうえで、今後のあり方についてワーキンググループで議論を行う。

<視野障害対策サブワーキング>

眼科検診普及に向けたモデル事業の実施

○ 令和4年度実施したモデル事業の結果を振り返るとともに、令和5年度実施予定の事業につき、その方策や改善点などをワーキンググループで議論したうえで本年度の事業を実施する。

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン

平成17年12月：初版策定

荷主、外航船舶運航事業者、ターミナルオペレーター、取次事業者等、トラック事業者、運転者がそれぞれ安全輸送に取り組むことが望ましい具体的な措置を記載。

平成25年6月：改正

平成22年～平成24年にかけて実施した実証実験による技術的検討やコンテナ情報の伝達に関する調査等を行う中で、コンテナトレーラーの横転原理、情報伝達の実態を踏まえた各種対策について、ガイドラインの内容を見直したうえで改正を実施。

ガイドラインの詳細事項を取りまとめ

国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル

平成25年6月：初版策定

重量超過や偏荷重等の自動車運送する上で不適切な状態を改善するための具体的な実践方法を記載。

平成30年4月：一部改訂

フレキシタンクを用いる際に確認すべき内容の明確化

令和3年4月：一部改訂

適切な積付の例示、運転時の配慮事項などを掲載

安全対策会議

設置概要

- 国際海上コンテナの陸上運送における安全対策について、国際海上コンテナに関わる関係事業者団体及び行政の間で意見交換を行う。

開催実績

- 平成25年から開催し、令和5年3月までに計13回開催

直近の第13回（令和5年3月開催）会議での議題

- （1）国際海上コンテナの横転事故等の発生状況
- （2）国際海上コンテナの陸上運送の安全確保に係る調査結果・優良事例
- （3）令和4年度の取組及び令和5年度以降の取組案 等

構成員

（委員）

一般社団法人 日本経済団体連合会
一般社団法人日本貿易会
日本商工会議所
日本ロジスティクスシステム協会
一般社団法人国際フレイトフォワード協会
公益社団法人全日本トラック協会

社団法人日本港運協会
社団法人日本船主協会
外国船舶協会
全日本港湾労働組合
日本海運貨物取扱業会

（行政）

国土交通省自動車局安全政策課
国土交通省自動車局貨物課
国土交通省道路局企画課
国土交通省道路局道路交通管理課
国土交通省港湾局港湾経済課

国土交通省海事局外航課
国土交通省海事局検査測度課
国土交通省総合政策局物流産業室
経済産業省商務流通グループ
警察庁交通局

地方連絡会議

概要

- 各地方運輸局等が管轄地域の事務局となり、各地方ブロックごとの関係業界代表者を招聘し、ガイドライン・マニュアルの周知及び取組状況に関する意見交換を行う。

開催実績

- 平成25年から開催し、令和4年までに計22回開催（北海道・東北・関東・中部・近畿）

構成員

（関係業界）

荷主、取次事業者、トラック事業者、船社、港湾運送事業者等の関係業界、港湾管理者・埠頭公社、関係行政機関の参加により開催。

【今後の取組方針】

国際海上コンテナが陸上輸送を行うためのマニュアル等は整備されてきているところ、
 今後はその実効性を高めるための方策を検討していく。

過去発生した事故の詳細な分析による対策の検討

- 過去に発生した横転事故に関し、事故の直接的な原因のみならず、輸出国や荷物の詳細、
 運行管理を含めた事故発生の背景などを調査し、必要に応じた対策(※)を検討する。

※ (例) 過去に積付けに起因する事故が発生した輸出国を精査したうえで、マニュアルの翻訳と展開
 事故形態の分析(道路状況や右左折など)による対策の検討
 運転特性に対する認識不足や疲労などによる運転など運行管理を含めた対策の検討 等

マニュアルの拡充と周知活動

- 過去に発生した事故の詳細やその背景にある原因などをマニュアルに記載し、基本的な安全
 対策とともに、過去の事故からの教訓も含めマニュアル等の周知を行う。